

（問題の所在）

2月3日の日経新聞朝刊一面トップは、「高齢者住宅、安いほど要介護者流入、公費膨らむ懸念」と題する問題提起記事であった。日本経済新聞社が2018年12月時点での高齢者住宅協会の公表調査を用いて、全国のサービス付き高齢者向け住宅（以下「サ高住」という。）の利用実態を分析した結果、家賃が月8万円未満の安いサ高住入居者の内訳をみると、介護度が比較的高い「要介護3以上」の者が全国平均で約5割（大都市圏では6割以上）を占め、本来は特別養護老人ホーム（以下「特養」という。）が対応すべき低所得で体が不自由な入居待機者が、特養入所枠の不足のためにサ高住に流入している実態があること、また、家賃の安いサ高住ではサ高住サービスと介護サービス事業とを一体で提供する事業者が、少ない家賃収入を公的介護報酬で補おうと過剰な介護サービスを提供しがちであるため、特養での対応に比べて、介護の公費支出が膨らむ懸念があることを指摘している。

（相互乗り入れが行われ、役割分担が不明確なサ高住と特養）

サ高住は国が2011年に「高齢者の居住の安定確保に関する法律」の改正により創設され、バリアフリー、安否確認などの要件を満たした民間賃貸住宅を自治体が登録する仕組みであり、日経新聞の記事によれば、2018年末時点で全国に約7,200棟、23万8千戸が存在する（一方、特養は老人福祉法に基づく施設で、厚生労働省の資料によれば、2016年末時点で7,705棟、入居定員53.0万人である）。

サ高住は、法律上は「住宅」という位置づけなので、入居者への介護義務はないものの、要介護度による入居者制限もないので、訪問介護などを必要とするサ高住入居者の場合は、介護事業者と契約して別途必要なサービスを受けることになるが、実際はサ高住事業者自らがサ高住に介護拠点を併設して、同じ事業者が介護サービスを提供するケースが多いことから、同紙は明治大の園田真理子教授の「家賃を安くして入居者を募り、自らの介護サービスを多く使わせる動きが起きやすい」との指摘を紹介している。

（サ高住入居者サイドの公的介護費用の支払いが増加）

サ高住は本来、自立した高齢者の入居者に想定する一方、特養は、要介護3以上の低所得者の受け皿となる公的な色彩が濃い施設であり、毎月一定額の相対的に安い利用料で食事や介護を提供する役割がある中で、実際の両者の役割分担が不明確なために、特に大都市圏では家賃が8万円以下の安いサ高住では介護度3以上の入居者が6割以上に達し、こうした介護度の高いサ高住の入居者が外部から介護サービスを大量に購入する結果、サ高住入居者に対する介護費用の公費投入が助長されているのではないかとというのが日経新聞の指摘である。

このような現象が起きやすくなる理由として、日経の記事は、①特養では職員不足のために、入所者を抑えており、全国の行き場を失った30万人に上る特養入居待機者がサ高住になだれ込んでいること及び②一部のサ高住事業者は、自己負担が1から3割と少ない介護サービス費用の残りの公的介護報酬を

行政サイドから安定的に得るため、要介護度の高い者のサ高住入居に狙いをつけ、優先する傾向があること、を挙げている。

(特養の入居定員増は微増ながらも依然過小か)

ここでサ高住と特養の最近の提供ストック数及び供給状況を見てみよう。平成 25 年～平成 28 年の各年末のそれぞれの提供ストック数、入所定員は以下の図表のとおりであり、サ高住に比した特養のストック数の水準は相対的に低下傾向にあるものの、提供の歴史の長いために特養が上回っていることに加え、近年では、サ高住の供給増加数に対する特養の供給増加数の相対的な割合も平成 25 年の約 3 割から平成 27、28 年には約 6 割へと改善しつつある。

(図表) サ高住と特養のストック数と前年比の増加数

	①サ高住ストック (戸) ③ () 内は前年比増加数	②特養入居者定員 (人) ④ () 内は前年比増加数	②/①	④/③
平成 25 年末	126,803(47,681)	488,659(12,964)	3.8	0.3
平成 26 年末	158,579(31,776)	498,327(9,668)	3.1	0.3
平成 27 年末	185,512(30,233)	518,273(19,946)	2.8	0.7
平成 28 年末	206,929(21,417)	530,280(12,007)	2.6	0.6

特養に膨大な超過需要がある中で、供給が追いつかず、その一部が相対的に供給戸数の多いサ高住への入居に回り、住宅サービスでは賄えない介護需要がサ高住において生まれ、それが上記のような事情で公的介護費用の追加的な増加をもたらしているとすれば、問題はこの介護需要が、特養の入居定数の十分な増加により、特養の利用料の中で内部的に賄われ、公的介護費用の増大を抑制できるものなのか、特養の入居定数が不十分なために、介護度の高いサ高住入居者の増加により、どの程度、公的介護費用が過大になっているのかの検証が先決である。

(事実関係の検証により合理的な役割分担の確立を)

基本的に重要なことは、今後の特に都市部における後期高齢者数の量的拡大を十分見通し、サ高住の側で分担すべき介護サービスの内容・水準の在り方を検討した上で、公的介護費用の最適化を目指して、特養のあるべき入居定員数の確保計画を明確にし、現在は曖昧な両者の役割分担関係が整理されることである。その際、サ高住、特養の立地条件をどのようにコントロールしていくのかという視点も、入居者のニーズを左右し、提供サービス水準にも影響を与えることから、併せて検討がなされるべき重要な課題であろう。

(荒井 俊行)